

一宮市ホームページ広告作成ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、一宮市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)に掲載するバナー広告の作成にあたって、一宮市ホームページ広告掲載要領(平成20年12月22日施行)に定めるもののほか、ページデザイン及びWebアクセシビリティを保持するため、必要な事項を定めるものとする。

(禁止する表現等)

第2条 次の表現等を含む広告は、閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン(選択ができるように見えるもの)
- (4) テキストボックス(テキスト入力ができるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) 自動更新(リンク先から自動的に他のページに遷移するもの)

(GIFアニメ等)

第3条 GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は、禁止とする。

(市ホームページとの区別)

第4条 閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が一宮市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

付 則

このガイドラインは、平成18年11月1日から施行する。

付 則

このガイドラインは、平成20年8月8日から施行する。

付 則

このガイドラインは、平成20年12月22日から施行する。